

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月18日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第29号

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市児童福祉法施行細則（平成17年函館市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「「省令」を「「施行規則」に改める。

第6条の2第1項，第6条の3第1項，第6条の5第1項，第6条の6第1項，第6条の7，第6条の8第1項および第2項，第6条の9第1項ならびに第6条の10第1項中「省令」を「施行規則」に改める。

第6条の12第1項中「省令」を「施行規則」に改め，同条第5項中「省令第1条の2の5」を「施行規則第1条の2の7」に改め，同条第6項中「省令」を「施行規則」に改める。

第7条および第8条中「省令」を「施行規則」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。